

入学検定料の返金について

■ 入学検定料の返金について

高崎商科大学及び高崎商科大学短期大学部の入学試験において、一度納入された入学検定料は原則として返還できません。ただし、以下の①～④のケースに該当する場合は、「入学検定料返金申請書」を提出することにより、返金にかかる手数料を差し引いた金額を返還いたします。

返金理由	状況
①書類未提出	入学検定料を納入したが、出願期間内に出願書類を提出しなかった
②書類不受理 (不備等)	入学検定料を納入し、出願書類を提出したが受理されなかった (例)出願に必要な書類の未提出や不備等
③書類不受理 (期間外)	入学検定料を納入し出願書類を提出したが出願期間外だったため受理されなかった
④過剰入金	入学検定料を過剰入金してしまった

■ 入学検定料の返金請求方法について

本学指定の「入学検定料返金申請書」を A4サイズの用紙で出力し、必要事項を漏れなく記入し、下記の送付先へ簡易書留扱いで送付してください。封筒の色やサイズに指定はありません。

※「入学検定料返金申請書」の様式については、本学公式サイト「[入学案内](#)」-「[各入試区分の入試情報ページ\(入学検定料部分\)](#)」からダウンロード可能です。

■ 送付先や提出期限について

【送付先】

〒370-1214 群馬県高崎市根小屋町 741
高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 広報・入試室宛

【提出期限】

2023年度3月31日必着 ※提出期限を過ぎた場合は受付できません。